

取扱注意

G7 広島サミット消防特別警戒 共通事項

(2023年5月12日改訂)

G7 広島サミット消防・救急対策委員会

目 次

第1	趣旨	1
第2	用語の定義	1
第3	職員の服務等	1
1	職責の自覚	1
2	規律の保持	1
3	各本部長等の責務	1
4	勤務体制	1
5	勤務時間等	2
6	時間外勤務等	3
7	休暇等	3
8	勤務時間中の外出	3
9	待機施設の保全	3
10	車両等の管理	3
11	勤務時間外における留意事項	4
12	各種感染症対策	4
13	その他	4
第4	服装等	4
1	勤務時の服装	4
2	身分証等の携行について	5
第5	消防特別警戒期間中のスケジュール等	5
1	5月16日（消防特別警戒初日）	5
2	5月16日～5月22日	5
3	5月22日（消防特別警戒最終日）	6
第6	非常召集体制	6
1	召集の発令	6
2	非常召集の連絡手段	7
3	その他	7

<別紙>

G7広島サミット新型コロナウイルス感染症に関する対応フロー

<別図>

G7広島サミット消防特別警戒図

<別表>

配備部隊及び人員一覧

第1 趣旨

本書は、G7広島サミット消防特別警戒に係る基本事項を定める「警防計画」及び「予防計画」に共通する事項を定めるものである。

第2 用語の定義

「警防計画」及び「予防計画」に定めるところによる。

第3 職員の服務等

職員の服務は、法令等に定めるもののほか、以下のとおりとする。

1 職責の自覚

職員は、消防特別警戒の意義を理解し、所属する市町等の代表であるとともに、我が国の代表であることを認識するものとする。

2 規律の保持

職員は互いに協調し、規律を厳正に保持するものとする。

3 各本部長等[※]の責務

各本部長等は、次の各号に掲げる事項について、職員を指導、監督するものとする。

- (1) 職務執行に伴うあらゆる法令の遵守
- (2) 出勤、秩序、能率その他服務規律の保持
- (3) 待機施設、備品その他施設の管理
- (4) 災害現場における安全管理
- (5) 職員の健康管理
- (6) その他警戒活動上必要と認める事項

※ 統括警戒本部長、各特別警戒本部長、各現地警戒本部長、進駐警戒拠点責任者、高速道路警戒拠点責任者、航空警戒拠点責任者、海上警戒拠点責任者及び要人宿泊施設警戒進駐所責任者をいう。以下同じ。

4 勤務体制

勤務体制は、毎日勤務及び隔日勤務（二交替制（「一係・二係」と呼称。))で構成する。

【二交替制勤務サイクル】

	5月16日 (火)	5月17日 (水)	5月18日 (木)	5月19日 (金)	5月20日 (土)	5月21日 (日)	5月22日 (月)
一係	日 ^{※1}	当	非	当	非	当	非
二係	当 ^{※2}	非	当	非	当	非	日 ^{※1}

※1 日勤に係る勤務調整は、各消防本部の規定に基づき適切に対応すること。

※2 17:30から、各拠点での勤務（警戒）を開始するものとする。

5 勤務時間等

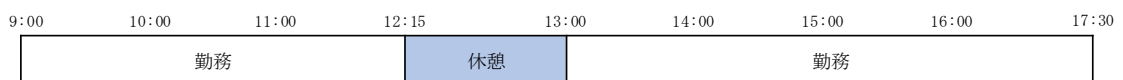
勤務時間及び休憩時間（以下「勤務時間等」という。）は、原則、以下のとおりとする。
ただし、業務内容等を勘案し、必要に応じて勤務時間の繰り上げ又は繰り下げを行うことができるものとする。

- (1) 統括警戒本部（広島市消防局職員を除く。）、各現地警戒本部、各進駐警戒拠点及び要人宿泊施設警戒進駐所において勤務する職員

ア 毎日勤務者（7時間45分勤務）

9時00分から17時30分までの勤務とし、勤務の途中に45分間の休憩時間を取得する。

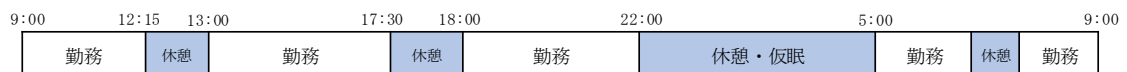
《基本的な勤務時間》



イ 隔日勤務者（15時間30分勤務）

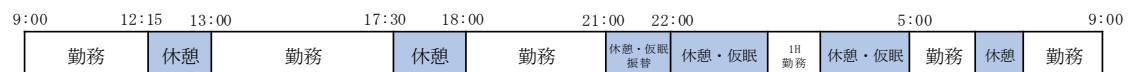
9時00分から翌朝9時00分までの勤務とし、勤務の途中に合計8時間30分の休憩時間を取得する。

《基本的な勤務時間》



※ 5時00分から9時00分の間に15分間の休憩時間を取得する。

《夜間勤務を行う場合（例）》



※ 22時00分から翌朝5時00分の間の1時間を夜間勤務時間とする。

※ 5時00分から9時00分の間に15分間の休憩時間を取得する。

《仮眠のための休憩時間帯における勤務時間》

仮眠のための休憩時間帯（22時00分から翌朝5時00分まで）における勤務時間の割り振りについては、各本部長等が別途指定する。

- (2) 統括警戒本部（広島市消防局職員に限る。）、各特別警戒本部、航空警戒拠点、海上警戒拠点及び高速道路警戒拠点（広島空港を除く。）において勤務する職員

上記航空警戒拠点（広島県防災航空センター）において勤務する職員は、広島県において規定された勤務時間等とし、その他の本部等に勤務する職員は、原則として自消防本部において規定された勤務時間等とする。

[勤務時間一覧]

拠点等	毎日勤務	隔日勤務
統括警戒本部（広島市消防局職員を除く。）	9：00～17：30	9：00～翌朝9：00
現地警戒本部（首脳会議場・広島空港）		
要人宿泊施設警戒進駐所（広島市内6ホテル）		
進駐警戒拠点（市内警戒・機動警戒）		
統括警戒本部（広島市消防局職員）	8：30～17：15 〔広島市消防局及び 広島県の規程時間〕	8：30～翌朝8：30 〔広島市消防局及び 広島県の規程時間〕
特別警戒本部（広島市消防局8消防署）		
航空警戒拠点		
海上警戒拠点（広島市南消防署水上出張所）		
特別警戒本部（空港・要人移動経路等管轄消防本部）	自消防本部において規定された勤務時間	
高速道路警戒拠点（広島空港を除く。）		
海上警戒拠点（廿日市市宮島消防署）		

6 時間外勤務等

あらかじめ定められた勤務時間を超えての勤務又は夜間における勤務等を命じられた職員には、各消防本部の規定に基づき、各種勤務手当を支給することとする。

また、本計画により指定する勤務時間が、各消防本部で規定する勤務時間と差異が生じる場合は、各消防本部の規定に従い必要な処理を行うこととする。

7 休暇等

職員は、やむを得ない理由により勤務できない場合は、原則として事前に各本部長等に報告しなければならない。

また、職員は、突発的事故等のやむを得ない理由により勤務時間までに出勤できない場合は、原則として勤務開始時間までにその理由を各本部長等に報告しなければならない。

8 勤務時間中の外出

職員は、勤務時間中に勤務場所を離れてはならない。ただし、やむを得ない理由により外出しようとするときは、各本部長等の承認を得なければならない。

9 待機施設の保全

職員は、待機施設の保全に努めるとともに、各待機施設の留意事項に配慮すること。

10 車両等の管理

職員は、消防車両及び装備品等の適正管理に努め、これらの損傷、紛失、盗難等の事故がないよう厳正に管理しなければならない。

11 勤務時間外における留意事項

職員は、勤務時間外においても、次の点に留意しなければならない。

- (1) 非常召集の際、指定された召集場所へ速やかに集結できる範囲内に滞在すること。
- (2) 翌日の勤務及び非常召集に備え、疲労等を伴う行動は避け、十分な休養をとること。
- (3) 勤務時間外において災害の発生を認知した場合は、当該災害の防除及び人命救助のために必要な措置を講ずるよう努めること。

12 各種感染症対策

以下のとおり、各種感染症への感染対策を徹底するとともに、当該感染症に職員が罹患した場合等における対応を適切に行うものとする。

- (1) 職員は、勤務時間内又は時間外を問わず、マスクの着用、手洗い・うがいの励行及び手指消毒等の基本的な感染防止対策を徹底するとともに、各拠点等に整備する検温器等を用いて随時自身の体調を確認及び管理すること。
- (2) 職員に発熱等の体調の異変が確認された場合等における対応は、別紙「職員の感染症罹患時等に関する対応フロー」のとおりとする。

13 その他

- (1) 節電及び節水に努めること。
- (2) 喫煙は、各施設において定められた場所で行うこと。
- (3) 報道対応は、原則として統括警戒本部が行うこととし、職員はみだりに取材に応じることのないよう留意すること。

第4 服装等

1 勤務時の服装

職員は、勤務時においては、原則下表に掲げる服装を着用するものとする。

なお、災害出動時においては、当該災害の種別に応じた服装（装備）とする。

区分	服装	帽子	靴
予防に関する要員	私服 (スーツ)	統一帽	短靴
救急隊員	救急服	統一帽	救急靴又は編上げ式半長靴（作業靴）
救助隊員	救助服	統一帽	短靴又は編上げ式半長靴（作業靴）
警防（消防）隊員	活動服	統一帽	短靴又は編上げ式半長靴（作業靴）
航空隊員	航空服	統一帽	航空靴
上記以外の者	活動服	統一帽	短靴

※ 上表によらず、業務内容等に応じ、適宜適切な服装を着用できるものとする。

※ 私服（スーツ）については、原則としてクールビズとし、必要に応じてジャケット及びネクタイを着用するものとする。

※ 統一帽について、事務の執行中又は会議時等、一般的に帽子を着用することが適切でない場面については、着用不要とする。

※ 統一帽以外の服装は、各消防本部で貸与されたものを着用する。

※ 上表のほか、別途配付する腕章を着用する。(活動に支障となる場合を除く。)

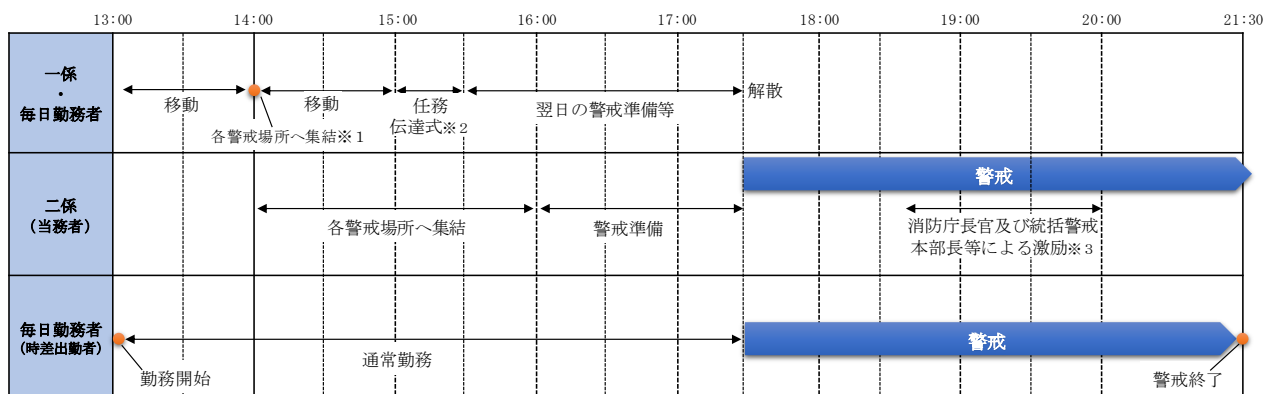
2 身分証等の携行について

サミット関連施設等に入出入りする職員は、外務省が事前発行する ID カード及び派遣元各消防本部が発行する(平時に利用する)身分証を携行すること。

第5 消防特別警戒期間中のスケジュール等

1 5月16日(消防特別警戒初日)

5月16日のスケジュールは、原則下表のとおりとする。



※1 別に通知する任務伝達式の要領において集結場所を指定された職員は、指定時間までに当該集結場所に集結する。

※2 任務伝達式に係る要領(参加職員・集合場所・実施内容等)は、別に通知する。

※3 各警戒場所を順次巡回し、激励を行う。

2 5月16日～5月22日

(1) 通勤方法

ア 宿泊施設から通勤する職員

原則として公共交通機関によるものとする。ただし、これにより難しい場合は、チャーターバスによる通勤とし、その運行に関する事項は別に通知する。

イ 自宅等から通勤する職員

原則として公共交通機関によるものとする。ただし、これにより難しい場合等の通勤方法(公用車等)に関する事項は別に通知する。

(2) 食事

ア 勤務時間内

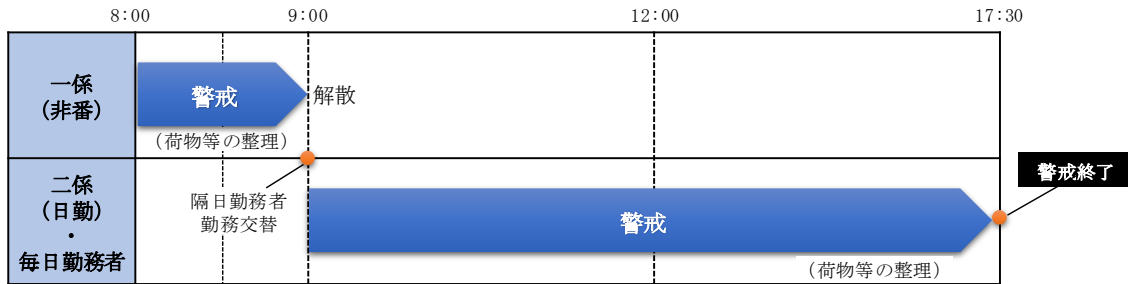
勤務時間内の食事は、原則各個人で用意することとする。なお、事前申込みした者に限り、仕出し弁当を配達する。

イ 勤務時間外

勤務時間外の食事は、各個人で用意することとする。

3 5月22日（消防特別警戒最終日）

5月22日のスケジュールは、下表のとおりとする。ただし、要人の動向等により変更する場合がある。また、消防特別警戒の終了後、各警戒拠点等において解散式を実施するものとする。



※ 最終勤務日の出勤時は、宿舎にある個人用荷物を全て持参する。
(最終勤務終了後は、宿舎に戻らず解散予定。)

※ 警戒終了時は、統括警戒本部及び各現地警戒本部において解散式を行う。
(その他の各警戒拠点等においては、警戒終了宣言を行う。)

第6 非常召集体制

災害の発生等により、緊急に消防部隊等を増強又は補完する必要があると認めた場合、統括警戒本部長又は特別警戒本部長（広島市消防局8消防署を除く。）は、必要と認める人員を召集するものとする。

1 召集の発令

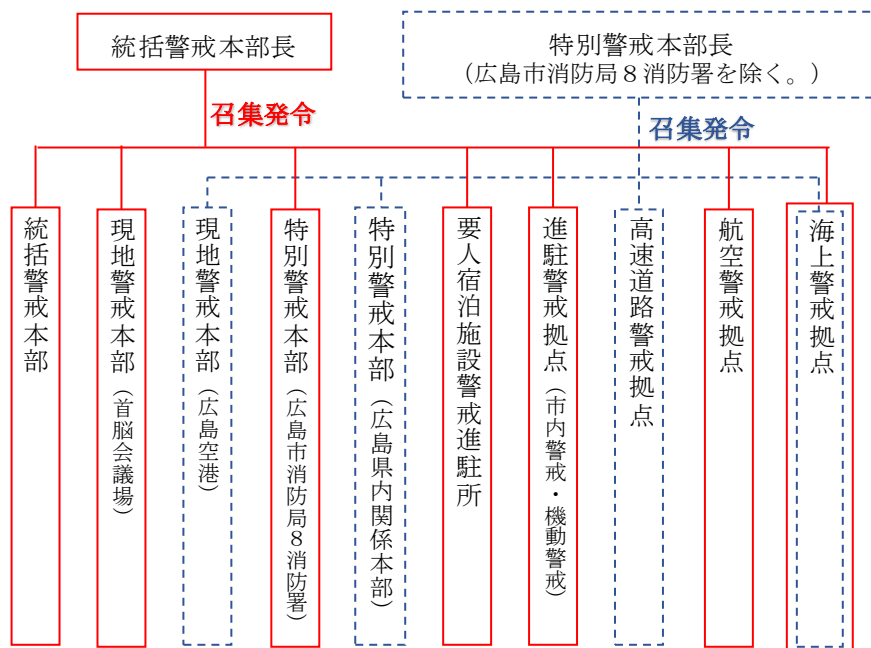
発令者	発令の範囲
統括警戒本部長	統括警戒本部、現地警戒本部（首脳会議場）、特別警戒本部（広島市消防局8消防署）、要人宿泊施設警戒進駐所、進駐警戒拠点（市内警戒及び機動警戒）、航空警戒拠点、海上警戒拠点 ^{※1}
各特別警戒本部長 (広島市消防局8消防署を除く。)	現地警戒本部（広島空港） ^{※2} 、各特別警戒本部 ^{※3} 、高速道路警戒拠点 ^{※3} 、海上警戒拠点 ^{※3}

※1 広島市南消防署水上出張所に設置する海上警戒拠点

※2 三原市消防本部に設置する特別警戒本部長のみが発令する権限を有する。

※3 各特別警戒本部長が管轄する警戒本部等に対してのみ、発令する権限を有する。

<非常召集の発令図>



各本部長は、管轄する区域内に設置した組織に対して召集を発令する。

2 非常召集の連絡手段

連絡手段は原則電話によるものとし、その連絡体制については、各本部長等が別に定めるものとする。

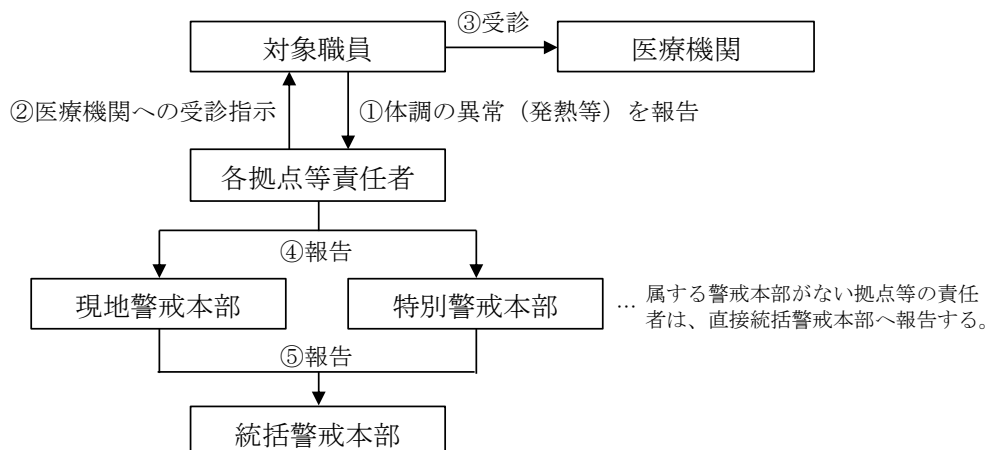
3 その他

- (1) 特別警戒本部長が非常召集を発令する場合は、事前に統括警戒本部長と協議するものとする。
- (2) 非常召集の対象となり得る各消防本部の責任者（代表者）は、非常召集の連絡に備え、消防特別警戒に従事する自消防本部職員の連絡先（個人携帯電話番号等）を把握しておくものとする。
- (3) 応集手段は、最も早く応集できる手段を選定するものとする。

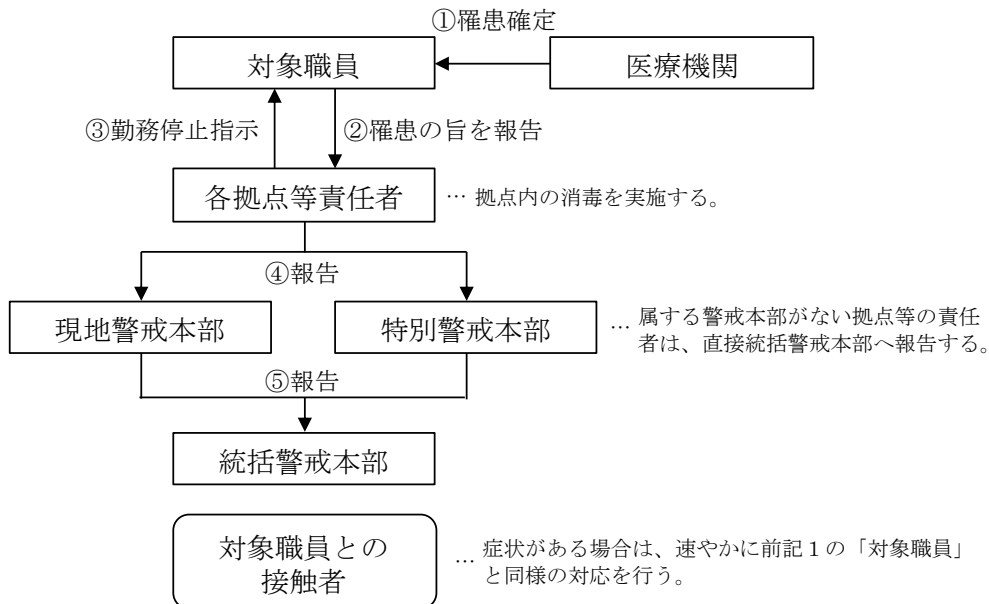
職員の感染症罹患時等に関する対応フロー

本対応フローは、G7広島サミット消防特別警戒の実施に際し、当該警戒の応援に当たる消防本部の職員に対して適用するものとする。

1 職員に体調の異常（発熱等）が確認された場合



2 職員に各種感染症への罹患が発生した場合

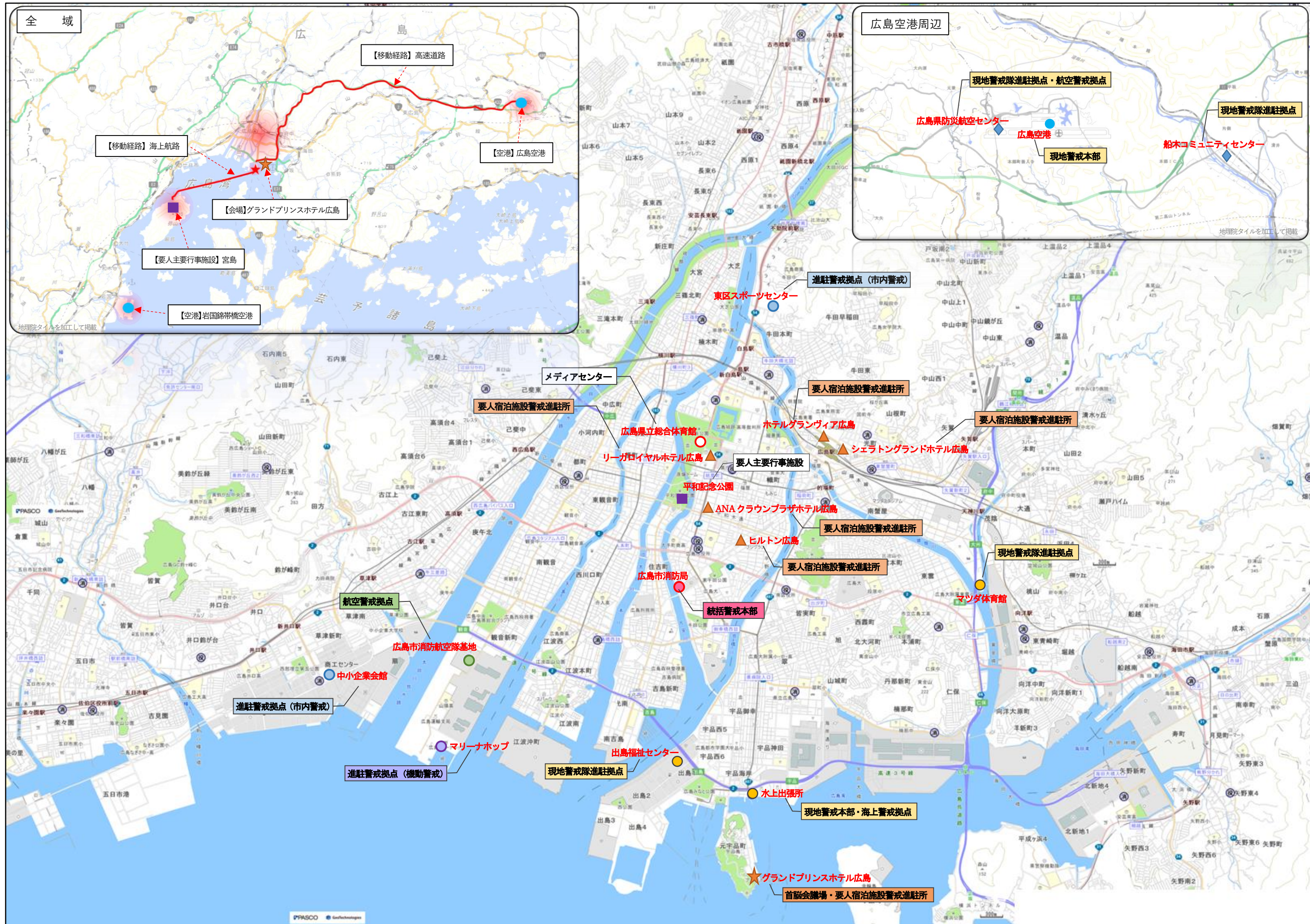


3 勤務停止期間及び療養場所

各種感染症への罹患に伴う出勤停止期間は、受診した医療機関の医師の指示又は助言に基づき、適切な期間とする。

なお、出勤停止期間中における療養場所は、原則として非番日等に利用する宿泊施設等とし、これにより難しい場合は、属する警戒本部等が別に指示する。

<別図>G7広島サミット消防特別警戒図



配備部隊及び人員一覧

都府県名	消防本部	警防	予防	本部要員等	計
広島県内		667	46	306	1019
広島県	広島市	329	26	206	561
	福山地区	42	3	5	50
	呉市	22	2		24
	尾道市	20	1	4	25
	三原市	42	4	16	62
	大竹市		1	10	11
	東広島市	120	2	20	142
	備北地区	22	1	4	27
	廿日市市	32	2	34	68
	府中町	38	1	7	46
	江田島市		1		1
	安芸高田市		1		1
	北広島町		1		1
中国支部		168		25	193
岡山県	倉敷市	22			22
	津山圏域	16			16
鳥取県	鳥取東部広域	12			12
	鳥取県西部広域	18			18
島根県	出雲市	14			14
	松江市	6			6
山口県	下関市	20			20
	宇部・山陽小野田	20			20
	周南市	12			12
	山口市	14			14
	岩国地区	14		25	39
政令指定都市等		451	38	6	495
東京都	東京消防庁	118		3	121
京都府	京都市	41			41
大阪府	大阪市	61	10	3	74
	堺市	38	3		41
兵庫県	神戸市	40	4		44
岡山県	岡山市	36	6		42
福岡県	北九州市	43	4		47
	福岡市	36	8		44
熊本県	熊本市	38	3		41
国・県等		10		60	70
-	広島県消防保安課			10	10
	広島県防災航空隊	10		1	11
	消防庁			49	49
総計		1296	84	397	1777